十九号。以下この条において「入管法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第三条第一項に規定する外国人登録証明書（以下この条において「外国人登録証明書」という。）又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ新規則第五条第一項第一号、第六条第一項第一号、第三十二条第二項第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第二項第一号及び第三項第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

第三条　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新規則別表中「運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）」とあるのは、「運転経歴証明書（平成二十四年四月一日前に交付された運転経歴証明書にあっては、その交付の日から起算して六月を経過していないものであって、本人の写真が貼付されたものに限る。）」と読み替えるものとする。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第六条第一項及び第十七条の規定に基づき、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条第一項」を「第四条第二項、第六条第一項」に、「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、「権限は、」の下に「当該地域産業資源又は」を加える。

様式第1（記載要領）4．(3)①中「公表した「当該都道府県における地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（認定基本構想）」」を「定め、公表した地域産業資源の内容」」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第十一条」を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○法務省令第十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

法務大臣　小川　敏夫

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の特定活動の項の下欄第四号中「一年」を「三年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二の特定活動の項の改正規定中「一年」を「三年」に改める。

○財務省令第二十号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項、第十八条の三第一項及び第二十二条の二第一項並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の四及び第十一条の五第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳